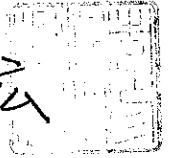


札幌市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月29日

札幌市長 秋元克広



札幌市規則第17号

札幌市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

札幌市職員安全衛生管理規則(平成7年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「9人」を「10人以内」に改め、同条第3項第5号中「5人」を「6人以内」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。